

(No.10)

1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の五の1（9）

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

1 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

（9） 第三十条第一項（許可工作物の完成）の審査基準について

完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第二十六条第一項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。

なお、第四十四条第一項のダムについては、ダム検査規程（昭和四十三年建設省訓令第二号）によるものとすること。

2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日建設省河政発第53号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長通達）の記の一の1（7）

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間の関する運用について

（7） 第十三条第一項（許可工作物の完成）

関係局長通達五1（9）の運用に当たっては、位置、構造、規模等の審査については工事記録等により確認するとともに、以下に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

（1） 河川管理施設と効用を兼ねる施設について

- ① 河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。
- ② 観測施設、通報施設及び警護施設が、それぞれ機能に応じて的確に作動すること。

（2） 堤防を開削して設置される工作物について

開削され埋め戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。